

公益社団法人全国大学保健管理協会名誉会員の推薦等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国大学保健管理協会（以下「協会」という。）定款第5条の規定に基づき、名誉会員の推薦等に関する事項を定めるものとする。

(推薦手続)

第2条 名誉会員は、地方部会が推薦し、理事会の同意を得て、総会の決議により決定する。

(資格)

第3条 名誉会員の資格は、当協会の評議員期間が10年以上ある者、又はこれに準ずる期間があり、かつ当協会の諸会議及び研究集会での実活動など、協会発展への功労、地方部会への特別の貢献及び学術上功績を有するものとする。

2 地方部会は、協会の評議員期間が前項の期間に達しない場合であっても、理事、監事又は地方部会の代表世話人等として協会の発展に貢献した者については、資格を有するものとして推薦することができる。

(補則)

第4条 名誉会員は、協会の役員につかないものとする。

第5条 この規程に定めるもののほか、名誉会員に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、令和5年6月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 「役員等の申合せ」について（平成16年10月5日第87回理事会承認）は、廃止する